



滋 議 第 4 9 4 号

平成 29 年 (2017 年) 12 月 4 日

各市町選挙管理委員会委員長 様

滋賀県議会議長 奥村 芳正



滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において
選挙すべき議員の数について (通知)

平成 31 年の次期一般選挙における滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数については、いずれも現行どおりとし、「滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例」の改正は行わないことを決定しましたのでお知らせします。

また、このことについて、貴市町内の広報等に対する特段の御配慮をお願いします。

担当：滋賀県議会事務局

政策調査課 江村、岡崎

TEL：077-528-4094

FAX：077-528-4940

E-mail：gikai@pref.shiga.lg.jp

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および 各選挙区において選挙すべき議員の数について

議員定数検討委員会において、平成 31 年の次期一般選挙における滋賀県議会議員の定数、選挙区、各選挙区において選挙すべき議員の数（以下「選挙区別定数」という。）についての検討結果が下記のとおりまとめ、本日、議長に答申がありました。その後、各党派代表者会議において検討結果が了承され、定数、選挙区、選挙区別定数のいずれも現行どおりとし、「滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例」の改正は行わないことが決定されました。

記

1 議員の定数について

議員の定数は、現行の 44 人とする。

(主な意見等)

- ・行財政改革の観点から定数を増やすことは避けるべきであるが、議会の役割である監視機能や政策立案機能の重要性はますます高まっており、これ以上定数を減らすことも適切ではない。
- ・本県の定数は人口の類似している他県と比較しても少ない。

2 選挙区について

選挙区は、現行どおりとする。

(主な意見等)

- ・前回検討時に住民の生活圏や地勢、交通事情等を考慮して現行の選挙区になっており、現時点でそれを変更するほどの事情の変化は見られない。

3 選挙区別定数について

選挙区別定数については、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の規定に基づき、現行どおりとする。

(主な意見等)

- ・公職選挙法第 15 条第 8 項本文の規定に基づき定めた場合、大津市選挙区 11 人、野洲市選挙区 1 人となるが、1 人区は死票が多くなるとともに、議員の多様性の確保という点でも問題がある。また、1 票の較差の最大値が 2 倍近くに広がることになり、県民の理解を得られるか疑問である。
- ・1 人区を増やさないことと 1 票の較差に着目して検討を行った結果、公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書に基づき、現行どおり大津市選挙区 10 人、野洲市選挙区 2 人とすべきである。

別表

滋賀県議会議員の定数ならびに選挙および各選挙区において選挙すべき議員の数
(平成31年における次期一般選挙からの取扱い)

選挙区	平成27年 国勢調査人口	各選挙区において 選挙すべき議員の数 (ただし書)		
		選挙区 別定数	議員1人 当たり人口	1票の 較差
大津市	340,973	10	34,097	1.367
彦根市郡	135,495	4	33,874	1.358
長浜市	118,193	4	29,548	1.185
近江八幡市町	93,746	3	31,249	1.253
草津市	137,247	4	34,312	1.376
守山市	79,859	2	39,930	1.601
栗東市	66,749	2	33,375	1.338
甲賀市	90,901	3	30,300	1.215
野洲市	49,889	2	24,945	1.000
湖南市	54,289	2	27,145	1.088
高島市	50,025	2	25,013	1.003
東近江市町 日野町愛荘町	156,831	5	31,366	1.257
米原市	38,719	1	38,719	1.552
合計	1,412,916	44	32,112	